

会 則

第1章 総 則

- 第1条 本会は、市川市立中山小学校PTAとする。
- 第2条 本会は児童の保護者と教職員の緊密なる協力のもとに、すべての会員・非会員児童の健全な育成及び福祉の増進、併せて教育の環境充実を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は教育を本旨とする民主団体として活動する。
- 第4条 本会の事務所は市川市立中山小学校におく。

第2章 事 業

- 第5条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 児童の訓育について保護者と教職員会員相互で協力する。
 2. 児童の就学、及び学業の奨励を行う。
 3. 児童の保健衛生並びに体育の奨励を行う。
 4. 児童の福祉増進のため、活動する他の社会的諸団体及び、機関に協力する。
 5. 会員相互の教養を深めるための、成人教育を行う。
 6. 会報の発行、その他の教育資料、文献の収集、発行。
 7. 学校の教育的環境整備の協力をする。
 8. 教職員の研究、その他教育振興のための援助をする。
 9. その他本会の目的達成に必要な事業を行う。
- 第6条 本会は前条に基づいて問題を討議し、意見を具申するが、直接学校運営には関与しない。

第3章 会 員

- 第7条 本会の会員は、学校に在籍する児童の保護者と本校に勤務する教職員とする。
なお、入退会は任意とする。
- 第8条 学校長は、学校運営の責任者として、すべての事業に参画することができる。

第4章 役 員 ・ 委 員

- 第9条 本会の役員・委員は次の通りとする。

役 員

1. 会 長 1名
2. 副 会 長 3名 程度 及び 教頭1名
3. 書 記 3名 程度
4. 会 計 3名 程度 内 教員1名
5. 会計監査 3名 程度 内 教員1名

委 員

6. 学級代表 各学級
7. 専門委員 各学級

- 第10条 役員・委員の選出方法は次の通りとする。
1. 役員は、教頭及び選考委員が、本会員の中から本人の承諾を得て推薦し、総会で承認を得るものとする。
 2. 学級代表及び専門委員は、各学級より若干名互選する。なお各委員会において委員代表を互選し、総会にこれを報告する。
- 第11条 役員、委員の任期は1年とする。但し再任は妨げない。
- 第12条 役員と委員の兼任はできない。
- 第13条 役員・委員が、公職選挙に立候補する時は、原則として6ヶ月以前にその任を辞する。
- 第14条 会長欠損を生じた時は、副会長が昇格する。会長以外の役員に欠員が生じた場合は運営委員会がこれを補充する。但し、補充者の任期は残任期間とする。
- 第15条 役員、委員は任期満了しても、後任者の就任するまでその任務を行う。
- 第16条 役員、委員の任務は次の通りとする。
1. 会長は本会を代表し会務を総理し財産を管理する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長がその任にあたれない場合は、その任務を代行する。
 3. 会計監査は、会計を監査しこれを総会に報告する。
 4. 学級代表及び専門委員は、各委員会に所属し、各部門の活動に協力する。
 5. 書記及び会計は、本会規約に基づき、その任務に従事する。

第5章 組 織

第17条 総 会

1. 本会最高の議決機関で、全会員により構成される。
2. 通常総会は学年当初に開き、会議の目的となる事項は、全会員に事前に通知する。
3. 前項に関わらず、会長は必要に応じ臨時総会を招集することができる。
4. 総会の決議事項は、次の通りとする。
 - ① 会務報告、及び他の報告事項
 - ② 役員の承認
 - ③ 会則変更
 - ④ 予算、決算の承認
 - ⑤ その他総会承認を必要とする議案
5. 総会の議長は運営委員会で前もって選ぶことができる。

第18条 運営委員会

1. 運営委員会は、全会員の代表者会議として、会員の意志を尊重し本会事業目的の円滑な推進を図るため、各部門の調整を図り、企画運営する機関である。
2. 本会は、会長、副会長、書記及び会計、学級代表、委員代表で構成する。
3. 会長は必要に応じ、随時これを召集することができる。
4. 運営委員会の決議事項は、次の通りとする。
 - ① 補正予算の承認
 - ② 規定変更
 - ③ 役員補充の承認
 - ④ その他、前条第4項以外の事項

第19条 各委員会

1. 本会の目的達成のため、規定に従い学級代表委員会及び、専門委員会をおくことができる。
2. 学級代表委員会は、各学級選出の学級代表と、学級担任で構成され、学年相互の連絡調整を図り、事業執行にあたる。
3. 専門委員会は、各学級選出の専門委員と教職員代表で構成し、企画運営、事業執行にあたる。
4. 各委員会は、必要に応じ各委員代表がこれを召集する。

第20条 総会及び総ての会議は、会員の過半数の賛成により決議し、連帯して責任を負う。

第6章 会 計

第21条 1. 本会の経費は、次の収入によりまかなう。

- ① 会 費
- ② 事業収入
- ③ 寄 付
- ④ 雑 収 入

2. 資金を得る方法の変更及び寄付を集めるときは、運営委員会の承認を得なければならない。

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第23条 本会の会計は、総会の承認に基づく予算により別に定める規定に従って行うものとする。

第7章 個人情報取扱方針

第24条 本会活動における個人情報の取り扱いについては「市川市立中山小学校 PTA 個人情報取扱方針」に則るものとする。

第8章 慶 弔

第25条 児童及び、本会員の慶弔に関しては、別に定める規定に従って行うものとする。

第9章 改 正

第26条 本会則は、総会で出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。

附 則

1. 本会則は、昭和 55 年3月1日公布し、昭和 55 年4月1日より適用するものとする。
2. この会則の施行について必要な事項は、別に運営委員会の定める規定によるものとする。
なお、規定の改正は、総会にこれを報告するものである。
3. 昭和63年 4月30日会則一部改正
4. 平成 7年 4月20日会則一部改正
5. 平成13年 4月21日会則一部改正
6. 平成16年 4月23日会則一部改正
7. 平成17年 4月21日会則一部改正
8. 平成29年 4月17日会則一部改正
9. 令和 4年 1月12日会則一部改正
10. 令和 5年 1月13日会則一部改正